（農商工等連携事業計画に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新農商工等連携事業活動促進法」という。）第八条第二項、第十一条及び第十五条の規定は、この法律の施行後に新農商工等連携事業活動促進法第四条第一項の認定（新農商工等連携事業活動促進法第五条第一項の変更の認定を含む。）を受けた新農商工等連携事業活動促進法第四条第一項に規定する農商工等連携事業計画に従って行われる新農商工等連携事業活動促進法第二条第四項に規定する農商工等連携事業について適用する。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第二十一号中「第三十一条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号」に改める。

第七百一条の三十四第三項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第十九号の二を第十九号とする。

（印紙税法の一部改正）

第七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第八条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第八号中「第二十九条第一項各号」を「第三十二条第一項各号」に改める。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正）

第九条　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第九条第一項の項中「この節」の下に「、第三章第三節、第三十九条第一項第三号」を加え、同表第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第一項第一号	中小企業者等	特定中小企業者等
第十六条第一項	経済産業省令・財務省令	内閣府令・経済産業省令・財務省令
	中小企業者等	特定中小企業者等
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令

第六十六条第五項の表第三十三条第一項の項中「第三十三条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同表第三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同表第三十五条の項中「第三十四条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同表第三十六条第二項の項中「第三十五条」を「第三十八条第一項」に改め、同表第三十九条第一項の項中「第三十九条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第三十五条」を「第三十八条第一項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「及び同法第三十一条第一項」を「、同法第二十一条の規定による協力及び同法第三十四条第一項」に改め、同条第二項第五号中「第三十一条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十二条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎

養ほう振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第四十五号

養ほう振興法の一部を改正する法律

養ほう振興法（昭和三十年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法

第一条中「法律は」の下に「、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み」を加え、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群」を「蜂群」に、「はちみつ及びみつろう」を「蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」に改める。

第二条中「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第三条の見出し中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育」に改め、同条第一項中「業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ほう業者」という。）」を「蜜蜂の飼育を行う者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第三条第一項第二号中「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

第三条第二項中「前項の届出事項に関し」を「第一項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に」に改め、「ときは」の下に「、農林水産省令の定めるところにより」を加え、「前項の都道府県知事」を「同項の都道府県知事」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の農林水産省令は、各都道府県における養蜂の実情その他の事情を勘案して定めるものとする。